

## 弁護士に対する犯罪行為に関する決議

2010（平成22）年6月2日午後2時40分ころ、当会会員の前野義広弁護士が、突如、同弁護士所属の法律事務所にて執務中、同事務所を訪れた男からその胸部等を刃物で刺され、病院に搬送されたが死亡するという事件が発生した。

突然の理不尽な暴力により命を奪われた前野弁護士に対し、まずは心より哀悼の意を捧げるものである。

この事件は、犯人の素性や犯行動機等はいまだ明確に特定されるには至っていないものの、上記の事件の態様からして、前野弁護士が受任していた事件に関連して、事件の関係者が、その業務を妨害しようとして行ったものである可能性が極めて高い。

紛争解決の過程において、自らの主張を暴力という犯罪行為によって実現しようとすることは、社会正義の実現と基本的人権擁護を使命とする我々弁護士の業務に対する重大な挑戦であり、断じて許されるものではない。このような手法が許容されるならば、法というルールによって紛争を解決するという社会の仕組み自体がその存立の基盤を失ってしまうのである。

当会は、1989（平成元）年11月、当会所属の坂本堤弁護士が家族とともに拉致され殺害されるという痛ましい事件を経験しており、今回このような形で再び犯罪行為によって会員の命を奪われるというのは誠に痛恨の極みである。

当会は、このような犯行を行った者を強く非難し、捜査機関に対して厳正かつ迅速な捜査と真相の徹底究明を強く求めるものである。そして、今後、当会は、弁護士業務を暴力、脅迫等の手段によって妨害する行為に関して、その対策に一層取り組むとともに、一歩も引くことなく、毅然と対処する覚悟であることを宣言し、全会一致をもってここに決議する。

2010（平成22）年6月10日

横浜弁護士会 常議員会